

圖畫	理科	數學	地歴	外國語	國語	修身	學科	學年	
								第一學年	第二學年
自畫	動植物	算術	日本地理	會話	發音、譯解書字讀	道德の要領	時教授時間週	同上	第三學年
在畫	生物	術	日本歷史	習字	綴字讀	講法及作文		同上	第四學年
幾何在畫	生理及衛生	二	二	三	三	六	二	同上	第五學年
同上	化學及鑽物	二	同上	外東日本地理	作文取方、會話解	同上	二	同上	同上
考自案在畫	物理	二	二	三	三	六	同上	同上	同上
同上	幾何初步	二	二	二	三	五	二	同上	同上
一				西洋地理補習	同上	文讀			

校長は林吾一にして、教員十六名、生徒百十四名あり。

東京府第一高等女學校 (淺草區七軒町)

本校は女子に必要な高等普通教育を施さんと爲めに設く。
修業年限は五ヶ年にして、學科目は左の如し。

二 本府に本籍を有し、若は全戸寄留の者にして家事に係累なき者。但し當分の内全戸にあらざる寄留者と雖も入學せしむることあるべし。

三 東京府女子師範學校本科にあつては、尋常小學校准教員免許狀を有し、若は之と同等以上の學力を有する者。

四 東京府女子師範學校本科にあつては、十五年以上二十年未満の者、但し特別の事情あるときは、二十一年以上二十五年未満の者を入學せしむることあるべし。

學力の検定は試験に依るものとし、其の學科目及程度は左の如し。

國語 普通文の講讀作文習字

算術 整數分數小數の加減乘除并比例

本科生徒は左の區別に依り募集す。

第一種 郡市長の薦舉に係る者

第二種 直に學校に出願する者

検定に合格したる第一種志願者は配當表に依り各薦舉者毎に區分し成績の順序に依り之を選抜し、其の當該配當員數に超過したる者は之を第二種志願者として取扱ふものとす。

第二種志願者は第一種志願者を以て所要員數を満たす能はざる場合に限り入學せしむるものとす。

本校は授業科を徵收せず。食費其他一切の費用は之を官費とす。(私費生徒を除く)

東京府第一高等女學校（小石川區竹早町）

校長は伊藤貞勝にして、教員九名を以て、五百八名の生徒を養成せり。

授業料	一九八〇〇	一九八〇〇	一九八〇〇	一九八〇〇	一九八〇〇	一九八〇〇	九九〇〇〇
積立金	八八〇	八八〇	八八〇	八八〇	八八〇	八八〇	四四〇〇
合計	四三三二五	三八八四〇	三九二七五	四六三三〇	三九九四〇	二〇七七一〇	
平均	一九八〇〇	一九八〇〇	一九八〇〇	一九八〇〇	一九八〇〇	一九八〇〇	
備考	積立金は遠足運動會開校紀念式送別會茶話會等の雜費に充つるものなり						

雜 作	文 用	白 半	洋 野	羽 箭	裁 縫	筆 筒	筆 卷	繪 具	繪 具	イ ン	墨	鉛	ペ ン	ペ ン
雜 記	帖	紙	紙	籌	絲	筒	-	皿	具	キ		筆	先	軸
五〇〇	三〇〇	九九〇	三六〇	〇五〇	〇五〇	〇三〇	二〇〇	一五〇	五〇〇	〇五〇	二〇〇	三五〇	一二〇	一〇〇
五〇〇	二〇〇	一三二〇	三六〇		〇五〇				五〇〇	〇五〇	二〇〇	四〇〇	〇八〇	
五〇〇	二四〇	一六五〇	三六〇		〇五〇		二〇〇		三五〇	一〇〇	二〇〇	四五〇	〇八〇	
五〇〇	一六〇	九九〇	三六〇		一五〇		.		四〇〇	一〇〇	二〇〇	六六〇	三〇〇	
七五〇	一一〇	一五〇	三六〇		一五〇				五〇〇	一〇〇	二〇〇	六六〇	三〇〇	
二七五〇	一〇二〇	五一〇〇	一八〇〇	〇五〇	四五〇	〇三〇	四〇〇	一五〇	二二五〇	四〇〇	一〇〇	二五二〇	八八〇	一〇〇

年とす。

學科○目、入學資格、其他學費等總て第一、第二高等女學校に同じ。

本校は明治三十六年四月新築校舎の落成と共に始めて開校したるものにして、學校長は小林盈なり。

日本女子大學校

(小石川區高田豐川町)
電話番町七七〇

本校は本邦の女子に適切なる高等の學藝を授け、能く日進の社會に順應して、其職務を完うするの淑女たり、良妻、賢母たるべき者を養成するところとす。

學科を分つて、本科、研究科の二とし、更に本科を分つて、家政部、文學部、教育部、體育部、美術部、音樂部、理化部とす。

但し當分本科に家政、文學の兩學部を設置し、時宜に應じて他學部及研究科に及ぼすものとす。

本科修業年限を最短三ヶ年となし、研究科を三ヶ年以内と定む。
入學試験は毎學年の始めに於て施行するものとす。

左の資格ある者は無試験にて入學を許可す。

- 一 本校附屬高等女學校卒業生、
- 一 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者、
- 一 師範學校卒業者、
- 一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上補習科を修めたる者、
但し本項に該當する志願者は學力を査定することあるべし、
- 一 本校附屬高等女學校と同等以上にして本校と特別の關係ある女學校の卒業生、
入學の許可を得たる者は入學料として金二圓を納むべし。授業料は一ヶ年金二十
七圓五十錢とし、左の割合にて每學期の始め五日以内に分納すべし。
- 第一學期 金拾圓 第二學期 金拾圓 第三學期 金七圓五十錢
- 校長は成瀬仁藏、學監は麻生正藏にして、教授には井上賴國、荻野由之、關根正直等、外囑托講師を并せ凡そ五十名あり。

日本女子 大學校附屬高等女學校

(小石川區高田豐川町)

本校は日本女子大學校の附屬とし、女子に須要なる高等普通教育を授くる所とす。
修業年限を五ヶ年と定む。學科課目左の如し。

修身、國語、外國語、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操、

○入學期は毎學年の始めより三十日以内とす。入學せんとする者は年齢十二年以上にして高等小學校第二年級の課程を了へ、若くは之と同等の學力を有する者たるべし。

○學費は定期受驗料金一圓、臨時受驗料金一圓五十錢、入學料金二圓、授業料毎月金二圓と定む。

○校長成瀬仁藏にして、學監は麻生正藏たり。

東京高等女學校（芝區三田四國町）

○本校は高等女學校令に基き、我邦女子に須要なる高等普通教育を施す所とす。學科を分ち本科、補習科、技藝專修科の三種とす。

○修業年限を本科四ヶ年、補習科一ヶ年、技藝專修科二ヶ年と定む。

○入學は毎學年の始め四月とす。但し缺員あるときは臨時入學を許可すべし。

○學費は束修金一圓、授業料本科并に技藝專修科金二圓、補習科金一圓五十錢とす。

○本校は明治三十五年の創立にして、校長は棚橋絢子、幹事は小川銀次郎なり。

三輪田高等女學校（麹町區四番町）

三輪田高等女學校

○本校の目的は女子に必要なる高等普通教育を施すにあり。
○修業年限を五ヶ年とし、生徒は凡て學年の終りに於て募集するものとす。
○入學せんとする者は年齢十二年以上にして高等小學第二年級の課程を卒へたる者、又は之と同等以上の學力を有するものとし、二學年以上に入る者は之に準じたる學力を要す。

○學費は受驗料金五十錢、束修金二圓、月謝金一圓とす。寄宿舎に入る者は一ヶ月金七圓五十錢の寄宿費を要す。

○本校は校長三輪田真佐子の紀念に設立せるものにして、明治三十五年四月の開校に係り、勉めて善良なる生徒のみを收容し、校長以下三十名の教員を以て、現在五百十二名の生徒を養成せり。

日本女學校（本郷區龍岡町）

○本校は我邦固有の女徳を發揮し、女子に必須なる高等普通の知識を養成するを以て目的とす。

學科を分ちて本科、豫科、補習科、家政科、專修科、專攻科、別科の七とす。
修業年限は、本科五ヶ年、豫科二ヶ年、補習科一ヶ年、專修科二ヶ年、家政科三ヶ年とす。
生徒募集は毎學年の終りに於てす、但し缺員あるときは臨時入學を許すべし。
學費、束修は別科金五十錢、其他金壹圓、月謝豫科一ヶ月金八十錢、本科、家政科、
補習科同金二圓、專修科同金一圓五十錢とす。

本校は明治三十三年九月の設立に係る、校長は西澤之助にして、十餘名の教員あり。

跡見女學校（小石川區柳町）

電話番町四七〇

本校は本邦固有の女徳を養成し、且つ日常必要なる學藝技術を教授する所とす。
學科を分ちて本科、別科とし、別科は寄宿生をして適宜學習せしむ。其課目左の如し。

國語、漢文、數學、英學、習字、繪畫、裁縫、地理、歷史、理科、家政、唱歌、體操、（以上本科）
琴、點茶、挿花（以上別科）

尙本科課目中に就て選科生を置く。

修業年限は五ヶ年にして、生徒を寄宿生、通學生の二種に大別す。

學費は束修金一圓五十錢、月謝、本科三年級以上金三圓、全以下金壹圓五十錢、別科金二十五錢乃至七十五錢、寄宿生は舍費金一圓、食料毎月金六圓五十錢を納めしむ。

本校は明治八年の創立に係り、學校長は跡見花蹊なり。

實踐女學校（豊多摩郡中瀧谷村）

本校は我邦固有の女徳を啓發し、日進の學理を應用し現今の社會に適應すべき實學を教授し、賢母良妻を養成する所とす。

學科を別ちて本科、補習科とし、本科は専ら本校正則の學科を履習せしむるもの、補習科は本校卒業生にして尙ほ諸學科を專習せんとする者の爲めに設く。

修業年限は本科を五ヶ年と定め。補習科を二ヶ年とす。

入學は毎學年の始め四月にありとす、但し缺員あるときは臨時入學を許すべし。學費は入學金壹圓、授業料本科三年級以下一ヶ月金壹圓五十錢、四年級以上同金二圓とす。

本校は帝國婦人協會の附屬として明治三十二年の創立に係る。校長下田歌子。

明治女學校 (北豊島郡巢鴨村)

本校は女子教育に必要な諸學科を授け、卒業者をして淑女良妻賢母たらしめるとするにあり。

教科を大別して、普通科及高等科とし、又別に選科及び專修科を置く。

修業年限は普通科三ヶ年、高等科三ヶ年とす。但し高等科は當分文學部のみの設置に止め、専ら和漢英の三學を授く。

學年は毎年四月に始まり高等小學科卒業生は普通科第一年に編入せしむべし。

學費は束修金二圓、月謝各科共金二圓。

校長巖本善治。

帝國女學校 (神田區錦町三丁目)

本校は女子に適切なる普通中等の學術技藝を授け、智德藝能を涵養し、將來淑女

教育家技術家たるの資格を養成せしむるにあり。

教科部門を分ち普通女學部、美術部、美術工藝部及教員養成所の四となす。

修業年限は普通女學部四年、美術部、美術工藝部各本科二年、普通科二年、教員養成所一ヶ年とす。

學年は四月に始まり、入學は毎學年の始めに於て之を許すものとす。

學費は入學金一圓、授業料普通女學部一ヶ月金一圓五十錢、本科研究科金二圓と定む。

立教女學校 (京橋區築地明石町)

本校は將來國民の賢母良妻となり得る婦人を養成するを以て目的とす。

教科を分ちて、本科高等科家政裁縫科とし、本科は高等女學校の程度に準ず。

修業年限は本科五ヶ年、高等科二ヶ年、家政裁縫科一ヶ年と定む。

學年は四月に始まり、入學は毎學年の始めに於て之を許可するものとす。

學費は束修金一圓、月謝金二圓、寄宿舍費金五圓五十錢とす。

淑德女學校（小石川區表町）

本校は國風に基き、女子の妙性淑徳を薰陶し、必要なる高等普通學及技藝を授け、日進の智識と實用の材を養成するにあり。

學科は正科、選科とし、尙科外として、挿花、茶事、彈琴の三科を設く。

修業年限は、正科、選科共、各三ヶ年とし、一學年を三學期に區分す。

學年は四月に始まり、生徒入學は每學年の始めに之を許可するものとす。學費は授業料正科金壹圓五十錢、同撰科金一圓三十錢、寄宿舍費金六圓五十錢とす。

本校は明治三十五年の創立にして輪島聞聲これを管理す。

淑女學校（本郷區千駄木林町）

本校は専ら淑女を養ひ、女子に須要なる高等普通學及び技藝を授け、日新の知識と實用の材能を具へしむるにあり。

教科を分ち中學部、高等學部、大學部、家政科、豫科、別科とし、別に選科を置

成女學校（麹町區下二番町）

修業年限は中學部を四ヶ年、高等學部を一ヶ年、大學部及家政科を各三ヶ年とし、豫科を二ヶ年と定む。

學年は四月に始まり、入學は每學年の始に於て之を許すものとす。

學費入學金壹圓、授業料豫科、中學部一年級一ヶ月金壹圓五十錢、家政科高等學部、中學部二年級以上同金二圓、大學部同二圓五十錢とす。

本校は明治三十六年四月始めて開校したるものにして、校長は小杉楓邨なり。

本校は本邦女子に須要なる學術技藝を授け温良快活、着實勤儉にして日新文明の世に適應する淑女を養成するを目的とす。
教科を分て豫備科、普通科、高等科となし別に隨意科を設け、又割烹講習科を置く。
學年は四月に始まり、生徒入學は每學年の始に於て學力検定の上相當の級に編入せしむべし。

學費は、束修金二圓、授業料普通科一ヶ月金二圓、高等科同金二圓五十錢、豫備科同金一圓五十錢と定む。

本校は明治三十二年吉村寅太郎の設立に係る。寄宿舎は家族制度に據り、最も平和快活に生徒を保護す。寄宿費凡七圓五十錢。

東京女學館（麹町區三年町）

本館は女子教育獎勵會の趣旨に基きて、本邦女子の淑德を養成し、且必要なる學術技藝を教授せんが爲めに設けたるものなり。

教科を分ちて普通科、高等科及特別科の三科とし、別に選科を置く。

修業年限は、普通科は五ヶ年、高等科は二ヶ年とし、特別科の修業年限は之を定めず。

入學は毎學年の始め四月とす、入學せんとす者は年齢十二年以上にして、高等小學第二年の課程を卒へたる者なるを要す。

學費は、束修金三圓、高等科、特別科、月謝一ヶ月金三圓五十錢、普通科、選科同金三圓なりとす。館長伯爵土方久元、幹事西田敬止。

。

高等女子佛英和學校（神田區猿樂町）

本校は優良なる女子を教養するを目的とす。

本校に専科を置き、専ら英語、佛語を教授す。

學科目は、修身、國語、佛語、英語、獨語、歴史、地理、數學、理科、家事、和洋裁縫、圖畫とす、但外國語は生徒の志望に依り何れか一語を課し、又洋裁縫は隨意科とす。

修業年限は六ヶ年とし、一年を一學級と定む。

學費は入學料金壹圓、授業料第一年級より第三年級まで金壹圓五十錢、第四年級より第六年級まで金二圓とす。又専科、隨意科の授業料は、外國語金二圓、洋裁縫、編物各金壹圓、ピアノ金四圓、筆金壹圓五拾錢とす。

校長は佛國婦人ジョセフにして、教員には佛國婦人三名、英國婦人二名、日本人二名あり。

東洋英和女學校 (麻布區東鳥居坂町)

本校は女子教育に須要なる高等普通學を授け、日新文明の世に適應する婦女子を養成する所とす。

學科を分ちて豫科、本科及高等科とし、別に專修科を設く。

修業年限は豫科三年、本科四年、高等科二年と定む。

學年は毎年四月に始り、生徒入學は毎學年の始めに於て之を許すものとす。

學費は入學料金二圓、授業料豫科一ヶ月金一圓、本科同金一圓三十錢、高等科同金壹圓五十錢とす。

校長 マイラ、アビー、ギーゼー。

普連土女學校 (芝區三田功運町)

本校は基督教の主義に基きて、女子に適切なる中等教育を施すにありとす。

教科を大別して豫科、本科及高等科の三科とす。

修業年限は豫科四ヶ年、本科三ヶ年とし、高等科を一ヶ年と定む。

頌榮女學校 (芝區白金猿町)

入學は毎年四月、學年の始めに於て之を許す。
學費は入學金二圓、授業料本科一ヶ月金一圓五十錢、豫科同金一圓二十錢とす。

本校は、處世上日本女子に適切なる學術技藝を教授し、以て溫良着實なる婦女を養成せんとす。

教科を分ちて豫科、本科とし、修業年限は豫科四年にして本科三ヶ年とし、別に裁縫専門部を置き、修業年限を三ヶ年とす。

入學は毎年四月にありとす、但し缺員あるときは臨時入學を許可すべし。
學費は束修金一圓、月謝一ヶ月金一圓、校費金二十錢、裁縫専門部金五十錢にして、寄宿生は食料として毎月金五圓を納めしむ。

本校は明治十九年の創立に係る、

香蘭女學校 (麻布區永坂町)

本校は基督教主義に基き、普く女子の品性淑德を薰陶し、完全なる知識と實用の

才能を養成せんとするにあり。

學科を分ちて豫科、本科の二とす。

修業年限を豫科三ヶ年、本科五ヶ年と定む。

學年は毎年四月に始り、生徒入學は學年の始めに於て之を許可するものとす。

學年は東修として豫科金一圓、本科金二圓、授業料は豫科一ヶ月金壹圓二十錢、

本科同金壹圓五十錢なりとす。

本校は明治二十一年五月の創立にして、校長長橋政太郎以下十七名の内外人を以て百五十餘名の生徒を養成せり。

青 山 女 學 院 (赤坂區青山南町七丁目)

本院は女子に須要なる教育を授け、基督教主義に基き人格の發達を計り、家庭及社會に有用なる淑女を養成するにあり。

學科を分ちて豫備科、高等女學科、英文専門豫科、英文専門科とす。

修業年限は豫備科三年、高等女學科五年、英文専門豫科一年、英文専門科三ヶ年

と定む。

女 子 學 院 (麹町區上二番町)

學年は毎年四月に始まり、生徒入學は學年の始めに之を許可するものとす。

學費は束修金壹圓、授業料豫備科一ヶ月金七十錢、高等女學科同金壹圓二十錢、

英文専門豫科、英文専門科、同金壹圓八十錢なりとす。

本校は明治七年十一月麻布に設置せられたる女子小學校に濫觴せるものにして、

校主小方仙之助以下二十餘名の内外人教鞭を執る。

學科を分ちて豫科、本科、高等科と定む。

修業年限は豫科四年、本科、高等科を各二年と定む。

學年は四月一日に始まり翌年三月三十日に終る。生徒入學期は毎學年の始めとす、但し缺員あるときは臨時入學を許可すべし。

學費は束修金二圓、月謝毎月金壹圓五十錢、寄宿舍費同金四圓五十錢とす。

院長矢島楫子。

女子英學塾

(麹町區五番町)

本塾は婦人の英語を専修せんとする者、並に英語教員を志望する者に對し、必要な學科を教授す。

學科を分ちて本科、選科の二とし、修業年限を三ヶ年とす。

本塾に入學せんとする者は年齢満十五年以上の女子にして、高等女學校又は師範學校卒業生若くは之と同等の學力を有するものに限る。

束修金二圓、授業料金二圓、尙ほ入塾者は賄費金六圓、塾費夏期金一圓、冬期金一圓五十錢を納むべし。

塾長津田梅子、其他知名の内外人教授の任に當る。

女子商業學校

(神田區錦町二丁目)

本校は商家の子女及び諸學校の生徒にして、將來商業界に身を委ねんとする者に、實用にして最も適切なる學科を教授し、特に商業道德を修養せしむる所とす。

修業年限二ヶ年、束修金一圓、月謝金一圓五十錢。

○校長法學博士和田垣謙三、學監嘉悅孝子。

共立女子職業學校

(神田區一ツ橋通町)

(電話 本局一二三〇)

本校は女子に適應せる技藝職業並に必要の學科を授くる所とす。

○教科は分ちて甲乙の二科とし、共に裁縫、編物、刺繡、造花、圖畫の五科を置く。但し甲科生徒は二科に限り、乙科生徒は一科に限り、之を選修するものとす。前項甲乙二科の外補習科及割烹科を置く。

修業年限は甲科三ヶ年、乙科二ヶ年とし、毎年四月より翌年三月に至る一ヶ年を一學年と定む。甲乙兩科の術科及び學科課程は左の如し。

學科課程

○裁縫	小裁、中裁、本裁衣服、シャツ、ズボン下、子供並に婦人用洋服類及附屬品
○編物	衣服附屬品及裝飾品等
○刺繡	綴繡、平繡、けし繡、すが繡、すから繡、肉入繡等
○造花	各種の花簪、草木花卉の模造及室內裝飾品等
○圖畫	日本畫、圖案、陶器畫法、友禪畫法等
○學科課程	○修身
	人倫道德の要旨

體操	普通體操、遊戲
家事	衣食住、家事管理法、家計簿記、育兒法
理科	生活上緊要なる理科の大意
算術	筆算(加減乘除、小數、諸等、分數、比例、利息)珠算(加減乘除、小數、諸等、相場割)

學年は四月一日に始まり翌年三月三十日に終る。入學は毎學年の始に於て許す。

但し欠員ある場合には臨時に入學を許す。

學費は入學金として甲科は金一圓五十錢、乙科は金一圓を納付すべく、月謝は甲科一ヶ月金一圓八十錢、乙科同金一圓三十錢とし、尙割烹の實習を爲すものは毎月器械費金十錢、材料費金十五錢を納むべし。

右の外補習科、割烹科にありては修業年限を各一ヶ年とし、造花科、別科は同二ヶ年と定む。

本校生徒は、凡て下宿又は旅人宿より通學を許さざるに依り、便宜の爲め構内に寄宿舎を設く、寄宿料は一ヶ月凡そ金六圓五十錢と定む。

本校は明治十五年の設立にして、其成績大に觀るべき者あり、校長は手島精一、校長補は宮川保全にして、高島平三郎、高橋章五等男女六十餘名の教員を以て六百

餘名の生徒を養成す。

女子工藝學校 (豊多摩郡中瀧谷村)

本校は女子に適當なる工藝を授け、并せて修身齊家に必要なる實業を修めしめ、能く自營の途を立つに足るべき教育を施す所とす。

教科を別ちて本科、專科、豫科、補習科とす。

修業年限は本科を三ヶ年とし、專科は二ヶ年、豫科は一ヶ年と定む。

學年は四月に始まり、生徒募集は毎學年の終りに於てす。

授業科は本科一、二年級及豫科生は毎月金壹圓五十錢とし、本科三年級及補習科は同金二圓、專科の内裁縫科にありては同金一圓、其他は金七十五錢と定め、割烹、插花は各一ヶ月金五十錢なりとす。

本校は實踐女學校と同じく、帝國婦人協會の附屬學校として、明治三十六年始めて創立せられたる者にして、校長は下田歌子なりとす。

女子美術學校（本郷區弓町一丁目）

本校は女子の徳性知識を涵養し、兼て女子に適當なる優美の藝術を教授し、賢妻良母たり、文明を裨補するの技術家及教師たる者を養成する所とす。

教科を分ちて日本畫科、西洋畫科、彫塑科、蒔繪科、編物科、造花科、裁縫科、刺繡科とし、更に之を本科及選科の二科に別つ。
修業年限を左の通り定む。

本科普通科各三年、選科、普通科一年半乃至三年、高等科一年乃至二年。
學年は四月一日に始まる、生徒の募集は學年の始めに於てす。
學費は入學金二圓、授業料一ヶ月金二圓乃至二圓五十錢、又寄宿舎の設けあり、
一ヶ月の舍費は約金七圓とす。

校長は佐藤靜子、明治三十四年の創設に係る。

（芝區芝公園
第十一號地）

本校は普通及高等の學術技藝を受け、以て社會中流以上の女子を養成せんとする
にあり。

教科部門を分つて美術部、美術工藝部とし、更に之を普通科、高等科、研究科、
の二科とす。

修業年限を定むること左の如し。

美術部	研究科	一年	高等科	二年	普通科	二年
美術工藝部	研究科	一年	高等科	一年	普通科	一年

學年は四月に始まり、入學は毎學年の始めに於て許す。
學費は入學金一圓、授業料普通科一ヶ月金一圓五十錢、高等科同金二圓、研究科
同金二圓と定む。

本校は明治三十六年の創立に係る。

女子東京美術學校（神田區仲猿樂町）

本校は女子の徳性智能を涵養し、女子に適當なる技藝を教授し、良妻賢母たり技藝家及び教師たる者を養成する所とす。

教科を分ち裁縫科、編物科、刺繡科、繪畫科、彫刻科、諸禮科、音樂科、寫眞科、造花科、圖按科、蒔繪科とす。

修業年限は本科三年、研究科一年以上、專修科一年半、速成科六ヶ月、教員養成科一ヶ年と定む。

○入學は毎年四月とす。但し缺員ある場合には臨時入學を許可すべし。

○授業料は一ヶ月金、壹圓五十錢乃至二圓とし、寄宿費約金六圓五十錢とす。

本校は明治三十五年の開設に係る。

第一女子技藝學校（麹町區飯田町四丁目）

本校は専ら普通なる家庭の女子として必要なる技藝學術を授くる所とす。
○學科を分ちて本科、專修科の二とし、修業年限は各一ヶ年とす。

本校本科第一年級に入學せんとする者は、年齢満十二年以上にして、高等小學校第二學年を了へたるもの、若くは之と同等の學力ある者たることを要す。
○授業料は一ヶ月金七拾錢にして、東修を要せず。
○校長寺田勇吉。

第二女子技藝學校	本所區外手町
四谷女子技藝學校	四谷區荒木町
麻布家事專修學校	麻布區三河臺町
女子高等裁縫學校	本鄉區竹町
東京女子裁縫學校	神田區一ツ橋通町
和洋裁縫女學校	麹町區飯田町三丁目
戸板裁縫女學校	芝公園第二十二號地
芝裁縫女學校	芝區新堀町
高輪裁縫女學校	芝區高輪臺町

附錄 圖書館

○帝國圖書館

(下谷區上野公園元西四軒寺跡)
電話 下谷一一七四

沿革略

本館は初東京書籍館と稱す。明治五年四月文部省の創設に係り、舊大學講堂を以て假館となし、舊大學の書籍及舊大學南校の洋書を陳列して始めて公衆の閲覽に供したり。六年博覽會事務局と合併し、八年二月復た分離して文部省の所轄となる、其際藏書は悉く同省の管する所となりたるを以て、文部省は更に其省中に藏する所の書籍一萬餘冊及各府縣より蒐集したる圖書凡一萬五千冊を本館に交付して公開せしめ、乃ち同省准刻課へ納むる全國出版の圖書は必ず其一部を本館に交付するの制を定む、後版權の事務内務省に移り、出版條例は屢改正を経るも、納本一部を受領するの制は一定變ぜず、若し一國新刊の圖書各二部を受領し、且國稅を以て維持せらるゝは、歐米諸國立圖書館の制皆然らざるはなきなり。

九年九月、圖書漸く増加せしを以て開成學校内へ法律書庫を設け、律書講究の便を開く。此時に當り、本館は所謂國立圖書館の體を備ふと雖も、其基礎いまだ鞏固

女子裁縫専門學校	牛込區新小川町
東京女醫學校	牛込區市ヶ谷河田町
東京產婆學校	日本橋區矢ノ倉町
成美女學校	麹町區飯田町四丁目
興風女學校	神田區駿河臺袋町
駿臺英和女學校	神田區駿河臺袋町
日本正則女學校	神田區小川町
女子神學校	神田區駿河臺北甲賀町
東京女學院	下谷區御徒士町
女子語學校	京橋區築地明石町

類別	和漢書	洋書	類別	和漢書	洋書
第一門 神宗教書	八、三五	二一	第二門 哲學	一一、七三	五、三七三
第三門 文學	五、五五	九、八七	第四門 歷史	三七、六七四	四、八三
第五門 國家法律經濟	二七、〇四五	五、七三	第六門 地理	一一、五五	五、九三六
第七門 工學、兵事、美術 諸學、產業	二〇、六六六	四、二四	第八門 雜學	三、一八六	三、九五二
合計	一五、三五五	四〇、五七六	總計	二〇五、九五三	

規則 本館は、左の時間を以て開閉す。

一月 午前九時開 午後八時閉

二月 同 九時開 同 八時閉

ならず。明治十年二月、文部省の所管を離れて東京府に屬することと爲れり。然れども本館は一局部の圖書を藏し、一局部の人に使用せしむるものに非ず、廣く内外古今の圖書記録を蒐集保存し、普く全國々民の利用に便する所にして、所謂國立圖書館たるの性質を備ふるを以て、十三年七月、復た文部省の所轄となり、東京圖書館と改む。十八月六月、上野公園東京教育博物館構内へ移り、尋て書庫閱覽室を新築す。廿一年三月、勅令第二十一號を以て本館の官制を定められ、更に三十年四月、勅令第百十號を以て帝國圖書館官制を定めらる。是れ東京圖書館を廢して新に帝國圖書館を設立せられたるが如くなるも、其實は前者の規模を擴張せられたるものにして、其事業は總て後者に於て繼續施行し、別に八年度繼續事業として金參拾貳萬圓を以て、隣地東京音樂學校の傍に新館建築を企つる事と爲りたり。是に於て所謂國立圖書館の基礎は全く確定せり。

藏書 明治五年創立の際、本館の藏書は七萬二千四百七十三冊なりしが、六年博覽會事務局に合併せられ、八年再建の時には文部省の藏書と府縣より蒐集したるものとを合せて僅に貳萬八千貳百七十二冊となれり。爾來年々増加し、十八年上野へ移轉の後は、大に藏書を選択し、重複若くは卑近のものを除くこととしたれども、

尙八萬貳千六十九冊と爲り、其後年々増加し、殊に三十年本館擴張以來、其増加最も著くして、三十四年度末には二拾萬五千九百五十三冊に上る。是れ皆公衆の閲覽に供するものにして、甲部圖書と稱す。而して他の重複卑近の書は乙部圖書と稱し、別に庫中に整頓し、特に其閲覽を望む者あれば之を許すことゝせり。今や甲乙部圖書を合すれば、本館藏書は殆ど四拾萬冊を超過せり。今現在甲部圖書を類別すれば左の如し。但尙外に五千七百九冊の委託書あり、共に公衆の閲覽に供す。

凡そ本館の圖書を借覽せんとする者は、左の求覽券の内一種を購求して來館すべし。

特別求覽券
一回分 一枚 金五錢
十回分 一枚 金三十錢
尋常求覽券
一回分 一枚 金二錢
十回分 一枚 金十二錢

特別券を有する者を特別觀覽人とし、尋常券を有する者を尋常觀覽人とす。但特別觀覽人は、閱覽所内の別室に於て借覽せしむべし。

求覽券は、閱覽所入口に於て吏員に渡し、更に閱覽證を受けて、其住所、姓名及求需の書名、函架、番號、冊數を記し、貸渡場に出して書冊を借受すべし。

特別觀覽人は、一時に和裝書は七種五十冊、洋裝書は七種十冊、尋常觀覽人は一時に和裝書は三種十冊、洋裝書は三種三冊を限り借受することを得。又同時に和裝書洋裝書を併せ借るときは、共に各其半數に過ぐるを得ず。但語學に關する辭書を併せ借るは此制限の外とす。

暫時たりとも閱覽所外へ出る者は、一應其借受したる圖書を掛員に返却すべし。

三月	午前八時卅分開	午後九時閉
四月	同 八時開	同 九時閉
五月	同 七時卅分開	同 十時閉
六月	同 七時開	同 十時閉
七月	同 七時開	同 十時閉
八月	同 七時卅分開	同 九時閉
九月	同 八時開	同 九時閉
十月	同 九時開	同 八時閉
十一月	同 九時開	同 八時閉
十二月	同 九時開	同 八時閉

定期閉館の時日左の如し

歳 首自一月一日至全六日	館内掃除毎日	紀元節二月十一日
曝書期凡十、十一月中凡十日間	天長節十一月三日	歳 末自十二月廿八日至全三十一日

但此外臨時の閉館は其時々之を揭示すべし。

満十五歳以上の者は、何人にも本館の圖書を借覽することを得。

圖書借受中誤て之を亡失し、或は點汚毀損するときは、同一の圖書、若くは相當の代價を以て償還すべし。該件未了の間は、更に他の圖書を借受するを得ず。但其汚損の状況により、本文を斟酌することあるべし。

閲覽室に於ては音讀談話喫煙を禁ず。

東京府下小笠原島伊豆
七島を除くに住し、満十五歳以上の者にして本館の圖書を帶出借覽せんとするときは、圖書帶出特許規則に依り、特許票の附與を請ふべし。但特許を得ると雖も、貴重の圖書及之と同様の取扱をなすもの、各學科の事彙、字書、類書、書目、新聞紙は帶出するを許さず。

前條の特許票は、満一年間其の効を有し、特許閲覧料は金五圓とす。自己の都合に依り、特許票を使用せず、又は圖書帶出特許規則に違背し特許票を無効とせられたるときは、未だ一年に満たずと雖も、閲覧料の還附を請求するを得ず。

閱覽手續

番號札を取り、其番號順に入館して求覽券を購求し、之を看守所に出して更に閲覽證書用紙を請取り、目錄所に至りて其目錄に就き、求需の書名并函號番號等を記入して圖書出納所に出すべし。然るときは出納掛に於て速に之を出して貸付の手續を

爲すものとす。

證書織形(特別は赤緑尋常は白緑)

			書名 Title of Books.	冊 Vol.	函號 Case	架號 Shelf	番號 No.
第號	月日	住所 Residence	寶石類書	五	一九九	一一	六
業	何職	業	國史類函	五	一	一	一
業	何業	姓名 Name	寶石類書	五	一九九	一一	六
誰	之	姓名 Name	國史類函	五	一	一	一

十回券　日々登館するものは十回券を購ふを便とす。此券は看守所に於て一回分づゝを剪取り残餘の分を所有者に返付するものにて、六十日間其効を有す。

特別券 著譯等、其他參照の爲め、一時に多數の書籍を借受せんとするものは、特別券を購ふを便とす。此券を有するものは、別室に於て閲覽し、且尋常閲覽者の借覽するを得ざる貴重圖書も之を借覽することを得。

職員 本館館長は田中稻城にして、職に在ること多年、最も令聞あり、我邦圖書館の進歩發達は實に同氏に負ふ所多し。司書七名ありて、圖書記録の整理保存及閲覽に關する事務を掌る。館内冬季は湯管の備附、ストーブの設けある上、食堂、喫煙室、運動場、茶店、筆紙日用品の販賣所ありて、大に閲覽者の便をはかれり。

○帝國教育會書籍館（神田區一ツ橋通町）

本館は諸般の學術に關する圖書、雑誌、報告書等を蒐集し、廣く公衆の閲覽に供す。

本館定期の閉鎖は左の如し。

歳 首	自一月一日 至全五日	歳 末	自十二月一日 至全卅一日		
曝書期	毎年八九月の際 凡二週間	三大節			
毎月廿六日					

但、此外臨時の閉館は其時々揭示すべし。

本館の圖書を閲覽せんとするものは、閲覽券を購求すべし。其代價左の如し。

通常閲覽券 一回 金貳錢五厘 十回 金十五錢

特別閲覽券 一回 金四錢 十回 金廿五錢

閲覽券は、掛員に渡し、閲覽證を受け、之に求需の書名、冊數、部門、函號、番號及住所姓名を明記し、貸渡所に出し書冊を借受くべし。

但貸付圖書の員數は、同時に三種以内とし、和裝は九冊、洋裝は三冊を限り、特別は六種以内とし、和裝は十八冊、洋裝は六冊を限り、和洋并借の時は、和裝三冊を以て洋裝一冊に換ふ。

閲覽人は、一日一回外出することを得。

但外出者は、借覽の圖書を返戻し、外出證を受けて必ず之を携帶すべし。

借覽中の圖書を、紛失或は汚損する等のことあるときは、本館指定する所の現品若くは償金を出すべきものとす、又其の行爲の次第によりては再び來館を謝絶すべし。

閲覽室内に於ては一切音讀、談話、喫煙を禁ず。

本館の十回券有効期限は満三ヶ月間とす。
但期限中、本館の都合に依り、一ヶ月以上閉館したる時は、其日數を算し期限を延長すべし。

本館は明治三十五年より寺田勇吉を館長として總ての整理を圖り、日本醫學圖書館、佛教圖書館、東京化學會の藏書を委託せられ、又ボアソナード文庫、辻文庫を本館内に并置することとなり、書籍の増加を企て、益々公衆閱覽者の便を計れり。

○大橋圖書館（麹町區上六番町）

本館は主として普通の圖書雑誌等を蒐集し、廣く公衆の閱覽に供して一般社會の知識啓發に裨補するを以て目的とす。

何人にも満十二歳以上の者は本館に來りて圖書の閱覽を爲すことを得。本館は左の期限を以て開閉す。

	開館時間		閉館時間	
	午前九時	時	午後四時	時
一月	八時三十分	時	八時三十分	時
二月	八時三十分	時	八時三十分	時
三月	八時三十分	時	八時三十分	時
四月	八時三十分	時	八時三十分	時
五月	八時三十分	時	八時三十分	時
六月	八時三十分	時	八時三十分	時
七月	八時三十分	時	八時三十分	時
八月	八時三十分	時	八時三十分	時
九月	八時三十分	時	八時三十分	時
十月	八時三十分	時	八時三十分	時
十一月	八時三十分	時	八時三十分	時
十二月	八時三十分	時	八時三十分	時

本館定期の休日は左の如し、但臨時休館は其時々揭示す。

歲首自一月一日 至全七日	館內掃除毎月 末日	紀元節十二月 十一日
暦書期八九月中 凡十日間	天長節十一月 三日	末自十二月廿八日 至全卅一日

圖書室又は雑誌室に入り閱覽を爲さんとする者は左掲の求覽券を購求すべし、其價額左の如し。

圖書求覽券	十一圓分
	十四圓分
雜誌求覽券	壹壹壹枚枚
	金拾貳錢五厘

但十回券有効期限は二ヶ月とす。

貸付圖書の員數は圖書求覽人に對しては一時に和裝書五種十五冊、洋裝書五種五冊、又雜誌求覽人に對しては和裝書三種九冊、洋裝書三種三冊を限りとし、和洋併借の時は和裝書三冊を以て洋裝書一冊に換ふ。

借受の圖書は閲覽室外へ携帶することを得ず。

過失と故意とに關せず借受の圖書を紛失し又は汚染毀損するときは、同一の圖書若くは相當の代價を以て辨償せしむ。又其行爲の次第に依りては再び來館することを謝絶すべし。

閲覽人は一日一回外出することを得。

閲覽人にして館則に違背し又は會員の言を用るず不法の行爲ある時は、退館せしむべし。但閲覽料を還附せず。

本館は故博文館主大橋佐平氏の遺旨を繼紹し、十二万五千圓の財團法人として建設し、男爵石黒忠惠を名譽館長に、東京外國語學校教授伊東平藏を主事となし、明治三十五年六月開館したるものなり。現在の藏書數は、和漢洋書籍及内外新聞雑誌を合せ約四萬冊以上にして、尙新刊書の有益なるものは續々備付け、公衆の閲覽に

15938
エト4×97

明治三十八年四月廿八日印刷
明治三十八年五月二日發行

東京遊學案内

定價金五拾錢

天許

編輯者

木下

祥

眞

發行者

山縣

操

印刷者

青木

弘

内外出版協會

會社式 東京市牛込區駒込西片町十番地

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許

内外出版協會

東京市牛込區駒込西片町十番地

目拾貳番地

市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

印刷者

青木

東京市本鄉區駒込西片町十番地

目拾貳番地

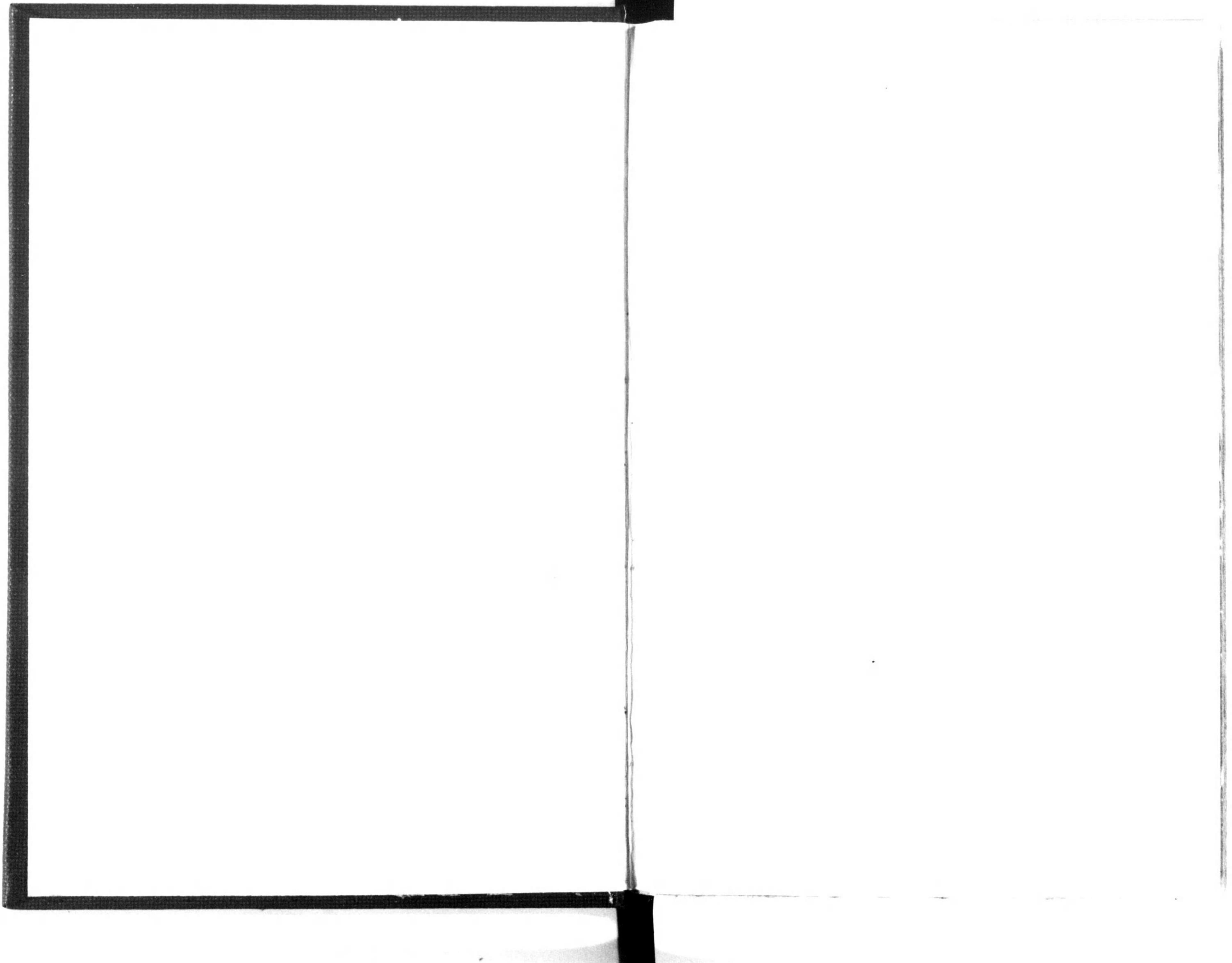
市ヶ谷加賀町壹丁

弘

複製

發行所

天許</



終

